



平成17年5月17日

各 位

会社名 株式会社サンウッド
代表者名 代表取締役社長 中島 正章
(JASDAQ コード番号 8903)
問合せ先 専務取締役 賀川 清
(TEL . 03 3539 7142)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成17年5月17日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役及び監査役（以下「役員」という）に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成17年6月29日開催予定の当社第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

株式報酬型ストックオプションは、下記「新株予約権発行の要領」に記載のとおり、当社の役員に対して、原則として退任日の翌日から権利行使を可能とし、新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額を1株当たり1円とする新株予約権を無償で発行するものであります。これは、当社の役員に対する報酬制度において、当社株価や業績との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、適正な会社経営を通じて株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的としております。

なお、当社はこれまで役員退職慰労金制度はありませんでしたが、今後は、役員に対し、在任中の当社株主総会での承認可決を条件として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で割り当てていくことを予定しております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の役員とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式300株を上限とする。

ただし、当社が普通株式を分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端株が生じた場合はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない理由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整するものとする。

- (3) 新株予約権の総数
300個を上限とする。
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。
ただし、前記(2)のただし書き以下に定める目的となる株式の数の調整について、「目的となる株式の数」を「付与株式数」に読み替えて準用するものとする。
- (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。
- (5) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額
各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
平成17年6月30日から平成37年6月29日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、原則として当社の役員の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。ただし、当社取締役会において相当の理由があると判断した場合は、役員在任中の権利行使を認めるものとする。
各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
その他の権利行使の条件は、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- (8) 新株予約権の消却事由及び消却の条件
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができるものとする。当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注)上記の内容については、平成17年6月29日開催予定の当社第9回定時株主総会において、「株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上